

○猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し

(第 11 条第 5 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 11 条第 5 項
処分の概要	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号(許可)、第 11 条第 5 項
処分基準	当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室